

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

(1) 日時

平成30年3月27日（火）午後2時から午後4時05分まで

(2) 場所

佐賀地方裁判所会議室

(3) 出席者

裁判員経験者 8人

佐賀地方裁判所裁判官 吉 井 広 幸

佐賀地方検察庁検察官 杉 山 朋 美

佐賀県弁護士会弁護士 奈良崎 真 士

佐賀地方裁判所長 岩 木 幸 (司会)

2 議事内容等

別紙記載のとおり

(別紙)

司会者

意見交換会の進行役を務める佐賀地方裁判所長の岩木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員制度は、施行されてから9年近くが経過しました。佐賀におきましても、これまで件数では65件、人員としては73人の裁判員裁判の審理、判決が行われており、多くの方々に裁判員として裁判員裁判に参加していただきました。

皆さんに御協力をいただき、制度の円滑な運用を行うことができていることについて、改めて皆様に感謝を申し上げる次第です。どうもありがとうございます。

本日は、裁判員経験者意見交換会に8人の裁判員の経験者に御参加をいただいております。裁判員経験者の皆さんには、それぞれに大変お忙しい中、意見交換会に御参加いただき本当にありがとうございます。

裁判員経験者の皆さんには、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見を伺っているところですが、裁判員裁判を経験した後しばらく経過した今のこの時点で、改めて裁判員としての経験を振り返っていただきながら、御意見や御感想を伺いたいと思っております。

そして、伺った御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かして、国民の皆さんが参加しやすく、分かりやすい充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきたいと思っております。

それでは、裁判員経験者以外の参加者を御紹介いたします。

検察庁からは杉山検事、弁護士会からは奈良崎弁護士、裁判所からは吉井判事に出席いただいております。3人の方々には、裁判員経験者の皆さんからの御質問に答えていただいたり、時間があれば、裁判員経験者の方々に質問をしていただくということもあるかもしれません。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、裁判員経験者の方々から全般的な感想を伺って、その後、意見交換の順に進めてまいりたいと思います。

それでは、順番に全般的な感想や御意見をいただきたいと思います。

経験者 1

自分のところに裁判員の通知が来たときは、本当に驚き、ためらいがたぐさんありました。どうしようかと大変迷いました。実際、私の友達が裁判員を経験しているもので、是非と勧められて私も参加したというところが本音です。

初めの一日、二日目、進行具合が全然分からなくて、何を質問、その他聞いていいものか大変戸惑いながら、ずっと2日間聞いて、3日目あたりから徐々に、少しずつ分かって、話の難しさを経験して、本当に人生で、この有意義な4日間、随分ためになったと思い、これを糧に仕事にも一般的にも活かせるような気持ちになりました。

本当に裁判員に参加して、今、大変嬉しく思っています。

経験者 2

最初、候補者に選ばれた時点の通知が来たときに、抽選までいくという予測を全くしていなかったのですが、裁判員が始まるというのを何年も前からニュースで知っていたので、こういう機会も経験できたらなと思いながら抽選に臨んだところ、裁判員になりました。実際参加してみて、最初、事件の内容や量刑など、考える内容がものすごく難しく、一般市民でこのようにみんなで結論を出していいんだろうかと思うような内容も含まれていました。結構皆さんすごく悩みながら、家に帰っても考えるという人もいましたし、短い期間でしたけど、昨日はずっと気になっていたという方もいたり、私生活とこの裁判員に関わる内容が、本当に短期間でしたが、人の人生を左右することに関わったという重さを、私も含め、当時一緒に裁判員をした方々とそのように感想を述べていたので、今回も、その意見

は一般市民として伝えようと思って来ました。

経験者 3

私も、裁判員という制度はそれとなく知っていたんですけど、身近にそういうのに当たった方というのは誰一人いなくて、まさか自分にもそういう案内が来るとは思ってもみませんでしたけど、普段テレビとか小説の世界で覗くような世界が目の前にあるということが、本当に現実なんだなということと、それに対して、自分の日々の生活とのかけ離れた状況をどう結び付けるか、裁判員としてどういうふうな気持ちで臨めばいいのか、最初は随分戸惑いとか、それから緊張と、それから何かだんだん話が進んでいくに従って、逆に萎縮してしまう自分の気持ちのギャップ、先ほどおっしゃったように、人のこれからの一生をある程度左右するような重たい判決とかそういうのを考えると、簡単に考えていいんだろうかというふうな何か責任感、そういう重圧的なものもすごく感じました。でも、その中で幅広い年齢層の方がいらっしゃって、その事件に対していろんな意見を幅広く伺うこともできて、また、裁判とか外の世界から見ていてまどろっこしいなとか正直思っていたんですね。でも、実際自分がそれに携わってみて、人のことを裁くという重みに対する時間というのは、逆に私の場合はすごく短く感じたんですね。だから、そういう意味でいろんなギャップを感じましたけど、すごく勉強になりましたし、これからの生活においても、ものを見る目が大分前と変わったような気もします。それから友人たちとも話したんですけども、この裁判員制度、いい方に向かっていけるように手助けできればいいなと感じました。ありがとうございました。

経験者 4

私の人生の中で、自分が裁判に関わるということ自体が新鮮なことで、僅かな確率で選んでいただいて、すごく光栄なことだし、選ばれたからにはしっかりとやっていきたいというふうな前向きな気持ちで臨ませてもら

いました。

裁判の内容もそうなんですけど、やはり裁判員を経験して、日頃、絶対出会えないような検察官の方や裁判官の方とか、そういう方とも接することができて、すごくいい経験ができたと思いました。本当に、人生が広がったなという感じで、すごいいい体験ができたと思っています。

経験者 5

そうですね、さまざまな職種の方がいらして、同じことを見ているんですけど、右と左と斜めからといろいろな意見、考え方の違いというのが一つのことを捉えているんですけど、ありました。でも、なるべく同じ方向に向かって頑張ろう、考えよう、一つにしようという、そのとき6人いましたけど、6人の試行錯誤が、裁判官の方にいろいろ教えていただいて考えることができて、大変いい経験になりました。多分二度とないでしょうから、自分も一生懸命やれることはやりました。

経験者 6

まず、裁判員制度を知っていたんですけど、身近に感じるということがまずなくて、封筒が裁判所から来たときに、まず、「あんた何したね。」みたいな感じで言われたのがちょっとどつきりという、そういうかけ離れた存在だったのが、この裁判員裁判を通して身近なものになったかなというのと、終わった後、自分の生活に戻ったときもどうだったとかというのを聞かれるので、それである意味これに参加したことで周りに広める、自分でも言える、経験したことを話せるし、裁判というのが堅くて何か、検察官、弁護士さんたちが法律に基づいてある程度決めているのかなという考えだったのが、いろんな人たちが入ってくるごとでいろんな意見を言いながら、その人の人生を決めているというところが、とても参加して良かったと思っています。

経験者 7

本当に貴重な経験をさせていただきましてありがとうございます。一生に一度あるかないかのことをさせてもらったと思っています。普通、私は大体くじ運が悪いんですけど、裁判所からの封書が来て、悪いことしてないのにと思ったんです。中を見まして、これが、運がいいのか悪いのか、一応当たったからには運がいい方だなと思って前向きに参加しますという返事を出させていただき、それから1年ぐらいたってまた招集というか、30名ぐらいの方が集まったんですけど、その中での抽選も、「まあ、当たらんよね。」と聞いていたんですが、また6人の中に入ったんです。これはついているかなと思いながら、前向きに参加させていただきました。

審理とかにつきましてはもう初めてのことで、裁判というのはこういうふうにして進行していくんだなというようなことも経験させていただきましたし、最後の判決のときも、罪の重さを決めるときの難しさも分かりました。裁判員の立場と逆の立場、被害者の立場、加害者の立場を考えた場合、自分が向こう側にいたらというようなことも考えまして、大変難しい思いをしました。

また、私たちが判決した被告の方が、今現在どういうふうに立ち直ろうとされているかなというような思いもあります。

経験者 8

私も7番さんと一緒に、通知を頂いて忘れた頃に説明会の招集がありまして、三十数名の方がいらっしゃっての抽選でした。多分、当たらないだろうと思っていて、それが当たったものですから、その時はすごくやったというか、そんな感じでした、ああ、良かったなど。ただ司法、裁判についても全く素人なので、まず考えたのは、人を裁くことが自分にできるのかというような不安、それから気負いみたいなものがあつたのですが、裁判長をはじめ、裁判官にこの裁判の流れなどを説明していただき、不安が払拭とまではいきませんが、随分和らいだという記憶があります。

一言で言ったら、本当に参加してよかったなと思います。今まで、自分の家族だとか家族の絆だとか、そういったことについて余り考えたことがなかったのですが、やはり裁判に携わって、家族について考えるようなことが増えまして、そういう点では非常によかったのかなと感じています。

また、会社に勤めていますが、コンプライアンスの講習会、特にセクハラ、パワハラの講習会を過去何度となく受講しているのですが、これ以降、受講する真剣度と言いましょか、そういうのがまた違ってくるのかなと感じております。非常に参加してよかったなと思っています。

司会者

どうもありがとうございます。一通りいろんな感想を伺いましたけれども、どちらかというところ、参加してよかったと皆さん感じていただいているということでしょうか。

もうちょっと具体的に少し違う意見もあるとか、いや、自分はこう思うとか、そういうことで意見交換をしたいと思っています。先ほども少し出ていましたが、選任期日にどういう気持ちで臨んだかというところで、当たりたいたいという人もいましたし、できれば当たりたくないという人もいたかと思いますが、その辺のところ、こんな気持ちでしたということがあの方がいらっしゃればお願いします。

経験者 8

一つだけ。通知をいただいた時に、どういう基準で候補として選ばれるのかなと最初思ったんですが。

裁判官

選任手続の時には裁判員候補者として来ていただくということになりますが、裁判所の方で裁判員候補者名簿というものを作ります。名簿は、各市町村の公職選挙法上の選挙人名簿を基に、佐賀での年間の裁判員候補者数というのが決められて割り振られますから、それを各市町村の人口に合

わせて、佐賀市は何百人とかという形で割り振りをして送ってもらい、編成して、候補者名簿というのを作ります。

事件が起訴されて、いよいよ裁判員裁判で行うということになった場合に、大体80人から100人ぐらいを候補者として選定するため、パソコンに入っているくじで選出するという流れになっています。

経験者8

やっぱりくじですか。

裁判官

ですから、まずここで当たるかどうかというのが、一つまた、運がいいというような話になるんですね。

司会者

ありがとうございます。若干関連しますが、選任期日に皆さんは出席していただいて、しかも当たられたことになるわけですが、今、欠席をされたり辞退をされるという人が増えつつあるという報道もあったりします。これについてどういう感想を持たれるか、あるいはこういうふうにしたら増えるのではないかといったアイデアでもいいのですが、その点何か、皆さんお考えはございますでしょうか。

経験者3

減りつつあるのですか。

司会者

ええ、欠席をされたり辞退をしたりする方が増えています。なので、そういう意味では、参加する意欲のある人が減っているのか、あるいは違う原因があるのかなということで少し検討しなければいけないと言われていきます。皆さんは参加したいという方も多かったかもしれませんが、いかがでしょうか。

経験者8

候補者になったが辞退したという人がいたんです。その方は、自営業をやっておられて、どうしても外せない、何日も休むことはできないということで断られたらしいんですが、幸い私は会社勤めをしまして、会社の方の理解もすごく良く、過去にこういう経験があるかと総務の方に聞いたら、ないと、私が初めてだったんです。その際、細かい話ですが、有給休暇を取って行くのか、出役として行けるのか、その辺、会社の方の下した決断が、理解があって出役でいいよということになって、私としては大手を振って来られたということで、非常に会社の理解があって良かったと思います。

司会者

先ほど、どなたかのお話にもありましたけど、私生活とここに来て参加していくというか、短い期間ではあるにしても、その切り分けというのでしょうか、そういうのが最初はなかなか難しいという感じを持たれたという方もいらっしゃったようですが、皆さんどう工夫をされたり、あるいは、むしろ周りの方にバックアップされたとか、そういうことがございましたら、お話をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

経験者 7

私は年金生活者で自営業者なのですが、私は自由が利いたから出て来られました。今減りつつあると言われたのは、やっぱり北九州での裁判員に対する暴力団からの声掛け事案のようなものがニュースの映像で流れたりしたら、やっぱりなりたくないと思われる方が増えるのではないかなと思ったのですがね。

司会者

裁判員の方々に、何らかの危害が及ぶ可能性があると言えられているということでしょうかね。その点はいかがでしょう。

経験者 2

今、7番さんが言われたように、私も通知というか、抽選が来た時には、その小倉の事件のちょうど報道後だったので、家族にどう思うと聞いたところ、逆にそういうことがあったから、今はすごく守られるというか、裁判員のプライバシーを守るように裁判所は動いているはずだよというのを聞いて、そうかもしれないなと思い、辞退とかはせずに裁判所に来るようにしました。あとは、会社に伝えたら、私が行っている会社は、裁判員に行った経験者が8番さんと同じでまだ1人もいないということでした。でも、そういう制度がスタートする頃に、企業の方に、そういうことがあったときはお願いしますねということがきていたからいいですよと、すごく快くお休みを、しかも連休をいただくことができました。

なので、最近、ちょっと辞退する方が多いというのは、どうしても家事だったり自営業だったりお仕事で休めない方はしょうがないと思うのですが、私はちょっと怖いと思うようなニュースを見た後でしたが、裁判員になった方たちに対し、裁判所の方たちはとても優しいですし、気配りがすごくあったので、安心して来ることができました。

司会者

その点、裁判所の方で、こういう工夫をしているとか、あるいは何か先ほどの北九州の事件があった前後で、何か変わったのかなど、裁判官、何かありますでしょうか。

裁判官

事案に応じて公共交通機関を使って来庁される方については最寄りの駅まで送迎するという事はやっているかと思います。

あとは、小倉の事件の有無に関わらず、たばこを吸う、あるいはトイレに行く時に、やはり事件関係者の人と接触するというのは適当ではないということで、場所を別に設けるなどということはしていますね。

司会者

やはり具体的なものは別としても、裁判員の方々の、少なくとも身に何か降りかかるということだけは、これは避けなければいけないということで、いろんなことをやらせていただいているということをお伝えいただければと思います。

それから、先ほど幾つかお話も伺いましたけど、仕事と家庭、そういうものがあつたときに、後押ししていただいた、あるいは会社の理解があつたと。それより前の段階だと、会社がどう言うだろう、家族がどう言うだろうというような、そういうお気持ちもあつたかなと思いますが、あるいは、そういうお気持ちがあつて、こんなことがあつたから、参加することへの気持ちが楽になつたとか、そういう御経験はございますか。

経験者 4

私は、主人が是非行ってこいと言ってきて、仕事がパートなので融通が利くので行けたのですが、主人は自営業で、やっぱり行けないし選ばれていないから、私が羨ましいって言ってきて、今日のこの意見交換会も、是非行ってこいということで背中を押してくれたので、一般人が選ばれる裁判員なので、私は気負わずに参加させていただくことができました。

司会者

どうもありがとうございますとお伝えください。

あるいは、参加した前と後との違いというんですかね、先ほどから何回か触れていただいていると思いますけど、参加してよかったと思う、この点がよかったんだとか、あるいは、ちょっと最初はこういうことが気になつていたので参加に躊躇する面もあつたけれど、実際に参加したらこういうところが変わった、気持ちが変わったというような、そういうところがあればお伝えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

経験者 3

私も、通知をいただいたときには、何か怖い印象があつたので、どうし

ようかと思ったのですが、それこそ家族が、いい経験になるからということと、それから、社会勉強ということで後押ししてくれました。

それから、実際終わった後なのですが、友達同士でいろんな話をした場合に、気を悪くされるかも分かりませんが、裁判員で一生懸命考えてある程度の結論を出すじゃないですか。そうすると控訴されてひっくり返るということをもま耳にしますので、友達によっては、結局無駄じゃないかというふうな意見を言う人もいて。でも私は、そうかもしれないけれど、行って実際にどういうことが世の中には起こっているかということを感じることにはすごく勉強になると思って。それから、そういうことに対して自分の意見がどの程度反映されるものか、考えが通用するものかということも試すと言ったらおこがましいのですが、そういうことを知りたい面もありましたので、怖い気持ちもありましたが、参加させてもらいました。

先ほども裁判官がおっしゃいましたけど、帰る時も、送っていただいたりして、その送っていただくことに対して、最初、えっ、そんなに怖いことがあるのかなと、逆にちょっとびくついたりもしましたけど、そういう面でしっかり保護していただいているという安心感がありましたので、その後、友達には、決して無駄じゃないよみたいな話はするようにはしてあります。

司会者

裁判員裁判制度というのは、皆さんに参加していただいているので、その分、裁判官だけでやる裁判よりは、労力や、お金などが掛かるのかもしれないのですが、やはり価値があるからということで選ばれている制度だと思っています。実際、さっきもお話にあったように、普通で感覚で出た意見を法曹がどういうふうに捉えているのかというような疑問もおありのようですので、その点は裁判官、何かありますか。

裁判官

一緒に評議をやっていく中で、裁判員の意見だから特に重く受ける、軽く見るということはないですし、意見は意見として聞いています。基本的に評議のときに心掛けていたのは、裁判官が先生みたいになって皆さんを指導していくというようなことは、これはやったらいけないことだろうと。裁判員同士の意見をお互いに知り合って、その中で裁判官も意見を言って最終的に調整していくという形で評議を進めているつもりですので、そういう中では、一つの結論が出れば、それが一番いい結論なんだろうというような捉え方です。

司会者

ありがとうございます。当事者側の法曹から見て、その点はどんな感じですか。一言で言うと、国民が参加して裁判員裁判をやっていく意味というか価値というか、そういう面で、何か御意見があればと思いますが、検察官はいかがでしょう。

検察官

裁判員裁判が始まってから9年というお話はありましたが、やはり何年たっても、分かりやすさ、分かりやすい訴訟活動というのをやっぱり意識し続けた時間を過ごしてきたなというのを実感しております。どうしても独りよがりになってしまいかねないところを、同じ事実を伝える、評価するにしても、言葉が通じるのだろうか、理解していただけるのだろうか、伝わるのだろうかというのを一つ一つ考えていかなければ、本来の意味での皆さんの感覚というものが反映されないことにもなりかねないので、そういったところを意識するという意味では、非常に勉強になる機会であると思っております。

司会者

ありがとうございます。弁護士、いかがでしょう。

弁護士

なかなか難しいところでもあるのですが、先ほどちょっと言われていた、特に控訴をするかしないかという、その最終的な結論が出てきたところでという受け止め方のところは、もちろん皆さんに御判断いただいて、それで、恐らくその場では適正な判断が議論を経て出てきたんだと思うのですが、ただ一方で、こちらは被告人に付くという立場から申し上げれば、やはりそれに被告人が納得するかどうかというところは、また別の、本人の納得、あるいはそのほかの事情によってというようなところもありますので、控訴をするというところはまた被告人の権利というところで、それはそれで確保されるべきところだろうと思います。裁判員の方が関わったからそういうようなところが排除されてよいかと言われれば、そういうことでもないだろうと思いますので、適正な議論をいただいて、我々も多少、法律にずっと関わって感覚がずれていっているところもあろうかと思しますので、そういうようなところを是正いただくというのは非常に大切なことだと思っております。

司会者

ありがとうございます。6番の方どうぞ。

経験者6

まず、参加者が減ってきているというところは、多分、最初参加すると決まったときに、まず仕事がどういうふうに、普通の月曜日から金曜までの仕事の人たちではない仕事をしている人たちとか、シフトとか、月で決まっている仕事、決められた役割がある人たちが、大きな係から、部署から出ていくという、その何日間を確保するというのをどういうふうに上司が判断するのかなというところがあるので、もしそこで判断して取れないとなれば、出て来られないというのもあるし、最初は、家族も後押ししてもらったのですが、実際出て終わった後に両親とか年配の方から言われたのが、「あんた出て大丈夫なの」と。裁判員として結局顔が見られていて、

自分が結果を出した人たちからも見られているし、その家族からも見られている。自分が道を歩いたときに、もしばったりその人たちに会ってしまった時、こっちは覚えていないかもしれないけど、向こうは覚えていると。そういう時に自分の家族は守られるのかというところを少し言われました。出たことによって、そういうリスクを負うんじゃないかというところは、少し指摘を受けたところで、東京とか、正直大きな街だったらそんなにないかなというのは自分も思っていたのですが、やっぱり佐賀という土地柄というか、小さい県というところで考えると、もしかしたらというリスクもあるので、佐賀県の人たちとか、そういう役所の方々というのがどういうふうに守ってくれるのかなというのも少しこちらも疑問には思っていました。裁判を実際しているときはかなりしっかり守っていただいて、こういうことがあったらここに電話してくださいというのもあったのですが、実際に裁判が終わってしまえば、別にそういうのも、相談してくださいという窓口はあるんですけど、その後の経過ですよ。あと何年とか何十年というふうにはずっと自分たちは生活をしていくので、そういうところのフォローというのがどういうふうにされているのかなというのは少し疑問に思った点も、裁判員をしてみても思ったところですよ。

司会者

多分ほかの方々も、その点は御家族から言われたり友達から心配されたりということはあったかと思うのですが、あるいは、そうであっても参加したというところの気持ちでも結構ですし、やっぱりここはこうしてくれればいいのになというところでも結構ですので、何か御意見がおありになる方、お願いします。

経験者1

うちの会社で、裁判員裁判が始まる前、疑似体験をされた方が1人だけおられて、私はその方に最初にどうしようかと相談しました。そしたら、

会社全体でこの問題を議論して、会社の方から是非裁判員になってくれと逆に言われて、それで、裁判員に応諾したわけですよ。そして、裁判員をした後、上司からも、部下からも、何か話し方が変わったと、考え方が変わったねと大分言われました。大分良くなったと。それが一番の収穫かなと私自身は思いました。

司会者

ありがとうございます。

それでは、実際の審理や評議など、そういう具体的なところのお話に進めたいと思っているのですが、審理過程について、少し時間が空いている方もいますが、思い出していただきつつ、あるいは思い出さないにしても、こういうところが気になったという概括的なところでも結構ですので、何か審理に当たったの、例えば冒頭手続がこうであったとか、あるいは証拠調べ手続、あるいは弁論、そういうところでこんなことがよかった、あるいはこんなところはちょっと注意してほしかったとか、そういうところの御指摘をいただくとさらにありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

経験者 8

まず、審理のときにパソコンで画像を見られる。それから、検察の人ですかね、それと弁護士の人たち、言葉遣いがそんな専門的な用語は余りなくて、かなり理解できる説明だったので、非常に良かったと思っています。

それから、評議に関しては、裁判長、裁判官、それから裁判員9名の合議ということで、自分自身は精神的な負担というか、そういうものは、最初はちょっとありましたけれども、後ではほぼ解消してしまったということで、その仕組み自体すごく良かったのではないかなと思います。

司会者

評議のところ、自分が、最初は緊張したけれども、いい感じになって

いったという、何か具体的なことがございますか。

経験者 8

先ほどもちょっと話しましたが、家族、要するに私が携わった裁判の、被告人の家族、そういったものをどうしても考える。それが良かったのか悪かったのか、最終的に、すごく良かったと実は感じてはいますがけれども。

司会者

ありがとうございます。先ほどもありましたけれど、説明、言葉遣いというんですかね、専門用語は余り使わないということをやっているということですが、そういう意味で、ちょっと評議のことは別として、法廷での検察官、弁護士の説明、こういうところがよかった、ここはもうちょっとというような、そういう観点でお話しただけのことがございますか。

経験者 5

最初に、冒頭陳述メモというプリントを検察官からいただいたんですよ。それがやさしく書いてあって、図で示してあるので、それだけでもう、説明がなくても分かるような仕組みだったので、それは大変ありがたかったです、自分が見て理解できるので。

司会者

それはいろいろ工夫をされているということでしょうかね。

検察官

そうですね、事件の内容にもよって、メモにどれだけの内容を折り込むかというのは、やはり検察官それぞれ一番の悩みどころではあります。その結果、検察官側としては良かれと思っていたものが、蓋を開けてみると、ちょっと分かりにくかったかなという感想が出ることもあって、そういう御意見をいただいて、また次のときにそれをどう生かしていくかというので、また考えるという繰り返しになります。

司会者

ありがとうございます。逆に、ちょっと理解できにくかったとか分かりづらかったとか、そういう点で御意見はございますでしょうか。

経験者 3

一生懸命、一言も漏らすまいと思って聞いていたのですが、私たちのときは声の小さい弁護士の方で、そして向きも私たちの方向ではなく反対向きの感じで、誰に向かって説明をされているのかなというところもありましたし、最初の頃は一言一句聞き漏らすまいと努力するのに疲れたというところが本音でした。

弁護士の声については、裁判官の方で注意喚起をしていただいて、その後は分かるようになったのですが、傍聴人の方には大体どういう方がみえているのか私たちには、わかりませんので、傍聴人の方にも一応、聞くときの態度とか、何かそういうようなのもちょっと、ある程度心構えとして注意喚起してもらおうとありがたいなと思いました。

司会者

傍聴自体は、これは公開の法廷ですので、それを妨げることはできないんですけど、態度とか発言とか、そういうことでしょうか。

経験者 3

サングラスとか。

司会者

裁判官いかがですか。

裁判官

確かに、弁護士の話は聞き取りにくかったですね。

これはもう、当事者の方で意識してやって、恐らく良かれと思ってやっているのが、結局裏目に出たというパターンなのだろうとは思っています。だから、そこは裁判員裁判が終わったら、検察官、弁護士、裁判官で反省会というのもやっているのですが、そういう中で、こういうところは問題

だったのではないかということ、終わった後に書いていただいたアンケートの結果なども踏まえながら協議をしています。ですから、実際やっている最中に、途中で声が聞き取りにくいと休憩時間とかに言ってもらったら、もうちょっと大きい声でお願いしますというような軌道修正をお願いすることもできますけれども、やってみて、その結果で伝わらなかったら、それはもう伝えられなかった当事者の責任という、最終的にはそこに行き着くのかなという思いもあります。

司会者

ありがとうございます。声が小さいとか顔の向きなどというのは、やはり弁護士の立場からもいろいろ考えながら、工夫しながらやっておられると思いますので、何か御発言はございますか。

弁護士

具体的に、弁護士が何を考えてやっているというところはちょっと分からないところはあるのですが、弁護士会の中でも、どういうふうに行ったらいいのかということを経験交流会という形で、より分かりやすくやっていこうというような取り組みをしております。その中で、声をあえて小さく言った方が注意を引き付けるのではないかというような意見が出されたこともあって、それをもしかしたら実践されたのかもしれないと思います。ただ、根本的に届かなければ、もうそれは先ほど裁判官が言われたとおり、当事者としてどうかというような話になっていきますので、そこは、また今後の取り組みの中で、よりよく分かりやすく伝えていくためにはどういった方がいいのかというところを、弁護士としても研究をして、それを実践していくということになるんだろうと思います。

参考のためにお聞かせいただければと思うのですが、この声が小さいという他に、言っていること自体が分からなかったとか、そういうようなことはあったのでしょうか。

経験者6

検事さんたちは、やっぱりその罪を被告人が犯したと主張しているので、結構詳しく資料も分かりやすかったのですが、弁護士の方は、その方を本当に弁護したいのかなというのが、余り意図として取れないような人もいらっしまったなというのが、客観的というか、こっちの裁判員の方で立っていたときに思っていました。その態度でじゃないですけど、やっぱりその人を弁護したいなら、もうちょっと被告人に対して聞き方とかいうのもあるのかなと思いました。その声が小さいというところも確かにあると思うのですが、その立ち方というか、弁護士が強く自分を出しているというように客観的に見たら威嚇しているような感じに、こっちからしたらちょっと見えた時がありました。声のトーンとかもそういうのもあるのかなと。自分も仕事をしていて、人と関わるというところもあるので、そういう話し方というのは、聞いていく上で、コミュニケーション能力というのかなり必要になってくると思うので、相手への伝え方一つでもその人が不快に思えばそれは不快な態度なので、私もそのときは弁護士にちょっと、何人かいらっしまった方の1人なのですが、疑問に思うところがあったかなと思っています。

司会者

どうもありがとうございます。そういうことを踏まえて、いろいろと今後とも検討をしていただくということによろしいでしょうか。

あと、弁護士の方から質問がありましたけど、検察官の方からも、皆さんにお聞きになりたいことは特にございますでしょうか。

検察官

先ほど、冒頭陳述のときに、検察官も弁護士もメモを配るのが通常かなと思うんですけども、分かりやすいという御意見もありがたいことにいただいたんですけど、逆に、分かりにくいという印象を持たれた方がもし

いらっしやれば、その理由を、簡単で結構なので、教えていただきたいと思ひます。

司会者

冒頭陳述のとき、あるいは書面の分かりやすさなどそういうことも含めて結構だと思ひのですが、いかがでしょうか。もうちょっと、こう工夫したらどうなのかというところを正直に言ひていただいた方がいいと思ひますが、いかがでしょうか。

検察官

細か過ぎるとか。

司会者

そうですね。例えば書面の量も多いと少ないとか。

経験者 4

LINEの内容を読まれているときにすごく長くて、もう付いていくのに必死なぐらい早口で大きな声で言われていたのには、すごく疲れました。でも、分かりやすくはありました。それは、みんなで長かったねという話は後でしてました。

経験者 2

私の場合は分かりにくい資料はなくて、いろんなことが重複している内容でもあったので、みんなで話したときも、段階を追って流れが分かりやすい資料でよかったねというのはあったのですが、あとは、写真とかに関しても、後々出てきた時に、その写真はみんなの中ですごくインパクトがあつて、でも、もっとすごい衝撃的な画像じゃなくて良かったねというところはありました。多分それは事件によると思ひのですが、事件の内容で、私が関わった分の写真は、みんなの中でまだ見られる内容で良かったと。これが違う事件だったら、もうちょっと衝撃的な写真も見ることになっていたのだろうかというのは、ちょっとその当時の裁判員の仲間とは話した

ことはあります。

司会者

そういう、少し刺激的な写真というのでしょうかね、そういうものをどの程度どういうふうに法廷に出すかということについては、法律家の間でもいろいろ議論されているところだと思います。

何か御意見はございますか。検察官、いかがでしょうか。

検察官

そういう写真ですとか画像を選別する作業の中では、当然それを見る、裁判官だけではなくて、裁判員の方の印象というのを考えざるを得なくて、というのは、そういう評価は別として、やはり伝わりやすい証拠というものをどうしても選びたいというのが一番にあるのですが、結局それをお見せした時点で、例えば本能的にシャットアウトされてしまうと、伝えたいものも伝わらないというマイナス面もありますので、そういうことは常に考えていかなければいけないだろうと思っております。

司会者

裁判所側からは何かございますか、今の点。

裁判官

基本は検察官の方には、その刺激的な証拠がなぜ必要なのかということとはよく考えてもらうようにという話はしていると思います。

裁判員裁判が始まった頃は、本当に刺激的な証拠であるかどうかという問題意識すら持っていなかったというのが法曹三者の出発点でした。ところが、やっているうちに、刺激的な証拠で気持ちが悪くなるなどいろいろと問題が生じてきたという中で、我々の方もいろいろと今までのありようというのを反省するようになってきた。それでは、なぜそういったものを今まで証拠として採用して調べてきたのかと。それも意味があったのだろうかというふうに考えていくと、多くの場合はそこまでのことを見なくても大

丈夫だということが分かってきた。それで、基本的に、もう過去だと本当に一杯、分量の厚いものが平然と証拠として請求されていたものが、かなり減りましたよね。減って、ぎりぎり何が必要なのかというところで、図面にするとか、あるいは写真にするにしても白黒にする、あるいはもうそれすら必要ない場合もあるのではないかというふうになってきていますので、そのあたりはやはり裁判員裁判で皆さんが裁判員として参加する中で、刑事裁判のありようというのが非常に、前近代的なものからいいものに変化していった例なのかななどに思います。

司会者

ありがとうございます。皆さんがどう受け止められるか、我々はやっぱり分からずにいたのだなということを感じながら、皆さん方の御意見を踏まえて、次からどうしていこうということを議論していているところです。本当にありがとうございます。

それでは、今度は評議や判決の方に入らせていただきたいと思います。振り返ってみて、評議、判決、評議の印象、自分で思っていたことをちゃんと話せたかとか、あるいは評議の時間がどのくらい良かったのか悪かったのか、あるいは、さっきも少し出ていましたけど、裁判員同士がきちんと議論ができたのかどうかとか、そういうことについて御感想をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

評議は、少なくとも、言いたい意見はちゃんと言えたでしょうか。

経験者 6

評議のとき、裁判官の方に少し雰囲気を作ってもらいました。今回の裁判員のときに、一人一人、個性がある方だなというのを見ながら思っていたところ、事件は事件なのですが、うまく場を柔らかくして、かみ砕いて、時系列みたいな感じで表にしてまとめてもらったので、その評議自体はやっぱりとても良く、内容を一人一人が話せるように裁判官の方々がかなり

工夫されていたので、判決までいくことができたのではないかなという印象を持っています。

司会者

ありがとうございます。皆さんもそういう印象でしょうか。あるいは最初ちょっと緊張していたけど、こういうことがあったから良くなったとか、あるいは何でも結構なんですけど、その評議という場でどうだったかということについて、他にも御意見をお願いします。

経験者7

私の携わった事件について、こういう事件はどのくらいの判決、刑が出るのかという予想が全然つきませんでした。裁判官の方で、こういう事件はこのぐらい、何年の懲役でとか執行猶予が付くとか付かないなどの事例を示していただいたので、それで、ああ、この辺だなという自分の思いは決めることができましたので、それは非常に良かったと思いました。

司会者

ありがとうございます。量刑というのは、もちろん専門家にも難しいことではあるんですけど、特に裁判員の皆さんは、その基準がよく分からないということが結構おありだと思います。そのときに、評議でどういうふうなことを裁判所の方でしていけばうまくいくのか、あるいは、今言っていたように、これはグラフとかメモとかを示していただいたということなんですかね。

経験者7

そうです。

司会者

そういうことでうまくいった。それを見せられてもよく分からなかったという意見でも結構なんですけど、その辺はいかがですか、量刑に関する資料という面では。

経験者 8

やっぱりグラフを見たり，過去の例がすごく参考になりました。

それともう一つは，意見が一致しなかったときに，多数決で投票します。そのときに，裁判長から説明を受けて，例えば裁判員だけの票が多くて，裁判長，裁判官の人がその多数の中に入っていなかったときにはそれは採用されないという話があったので，それも，あっ，これはいい仕組みを作られているなと思いました。

経験者 1

評議について，自分の意見に対しての人の意見もいろいろ聞いて，量刑も，何でということですっと話を続けていくうちに，最後に納得して，それで，ああ，この量刑かということがはっきりして納得しました。最初は全然，ちょっと年数的に全然分からなくて，自分の思っている年数と，話し合っているうちにかみ合ってきたかなという印象は受けました。

司会者

意見交換をしているうちに質問もできるし，皆さんの考えも分かるということでしょうか。

経験者 1

はい，意見も聞けるという。

司会者

ありがとうございます。ほかに，例えば判決の宣告のときのお気持ちとかも伺ったりできればと思いますが，いかがでしょうか。自分たちが決めた量刑，事実認定でもいいですけど，その上で被告人に向かって判決を，裁判長が宣告をするときのお気持ちとか，その後のお気持ちでも結構なんですけど，いかがでしょうか。

経験者 5

弁護士が言っておられる刑の期間と検察官が言っておられる期間が全然

違うことについて、ちょっと最初びっくりしましたね、どうしてこんなに違うのだろうと。弁護士は本当にこの刑でいいと思っていらっしゃるんだろうかとか思いながら、そして判決の日を迎えて、自分たちが決めたことを、被告人が告げられているのですが、この人はどういう気持ちでこの刑の期間を受け取っているのだろうかというのは、ものすごく帰り道までずっと引きずっていました。

司会者

検察官の求刑と弁護士側の意見とがかなり違う。もちろん違うことが普通なのでしょうけれども、それについてどうなのだろうというお気持ちがあったということですかね。

経験者 5

はい。

司会者

そこは、検察官、弁護士から何か御意見がございますか。違うのは、ある意味では当然かもしれませんが。

弁護士

当然、同じ罪名を前提としてもある程度違うところで量刑の意見を述べるということはありますし、その前提、罪名がそもそも前提として違う場合には、当然またそこで大きな違いも出てくる場所ですので、そういうような個々の事例によっては、そもそも前提が違うというようにときもあり得るかとは思いますが。

検察官

そうですね、難しいことだと思うのですが、確かに、弁護士側の刑についての意見が検察側の求刑を上回るということのはやっぱりなかなか考えられないことなのかもしれませんが、お互いに、いたずらに長期にしているわけでも短期にしているわけでもなく、やはり重視している事情が弁護

士の立場と検事の立場で違うので、自然にそういう結果になってしまうの
だろうなということぐらいしか分かりませんね。

司会者

あと、評議とか量刑とかそういうことに関して、今のような御意見を踏
まえて、裁判官、何かコメントはございますか。

裁判官

量刑の問題については、これも裁判員裁判が始まった頃からずっと振り
返ってみると、どういうふうに量刑評議を進めるかというのを、やはり裁
判員裁判を円滑に運営していく一つの課題にはなっていました。皆さんは、
佐賀の方の裁判員裁判で参加されていますので、基本的に皆さんには評議
が始まる前に、量刑の基本的な考え方や、プロセスについては説明させて
いただいたと思います。基本的には、犯罪行為の重みに見合った刑罰を科
す必要がある。そのためには、被告人がどれだけいけないことをやったの
か、どれだけ大きい結果を生じさせているのかという観点が一つ。その意
思決定、あるいは犯行動機等について、どれぐらい非難できるのかという、
この二つの組合せによって刑の軽重というのは大枠がまず決まりますとい
うような説明をさせてもらった上で、重たい部類か軽い部類なのかという、
そこをまず決めましょうと。決めた後、一般の情状ですね、反省の程度と
か、そういったようなことを考慮した上で、最終的な宣告刑を導き出すと
いう、この手法は全て同じやり方でやっていると思いますけれども。始ま
った頃は、そういった説明の仕方というのも余り熟成していませんでした。

そういったような評議をするためには、検察官、弁護士の方にも適正な
量刑資料に基づいた求刑、あるいは科刑意見を言ってもらう必要があると
いうことで今までやってきたという流れになっています。従って、これも
裁判官だけ、あるいは法曹三者でやっていたときとは異なり、皆さんと話
すことによって、また改めて量刑とは何かということを根本から考え直し

ていく契機になって、今はかなり洗練された形で量刑が安定的に決定されているだろうと思っています。

司会者

どうもありがとうございます。法律家の中でいろいろ議論して、裁判官の合議体の中で議論しているときにいろいろ前提として考えていることと、やはり裁判員の方々と話している中で、本当に教えていただくことというのですかね、この視点が必要なんだとか、こうじゃないとやっぱり説得できていないのだとか、そういうことを本当に学ばせていただいているなというふうに私自身も感じていますので、これからは是非そういう御意見をいただいて、よりよき裁判員裁判になっていけばいいかなというふうに考えています。皆さんの経験は非常に貴重ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

司会者

これまで全体的な印象や、あるいは審理、評議、判決等について順次お話を聞いてまいりましたが、今までの話の中にもある程度出てきていたと思いますけれども、一つは、事件が終わった後、周りの人たちから裁判員の経験について、感想とかはともかくとして、中身について聞かれて困ったというか、あるいは、最初多分注意されたと思いますけど、評議の秘密があるんですよという話をしたこととの関係で、少し困った、あるいは、いや、その点は大丈夫でしたという感想でも結構ですけど、評議の秘密、あるいは守秘義務、そういうものとの関係でのエピソードなりお考えなりがあれば、少しこの機会に伺っておきたいと思います。何か御発言はございますか。

経験者 8

ちょっとびっくりしたのですが、まず、裁判員になって、内容については絶対家族にも言わないと宣言していたんですけども、翌日に家内から、

こういう事件よねと言われたんですよね。えっ、何で知っているのかと思ったら、新聞に載っていました。それはちょっと驚きましたね。絶対話さないと思っていたところが、新聞に載っていたことを逆に言われちゃったので、びっくりしましたけど。

司会者

やっぱり裁判員裁判はそんなに多くはないので、新聞に載ることが多いと思いますね。新聞に載った範囲内で話しをすることは何の差し支えもないのかもしれませんが、ただ、進行中にその評議の中身とかを秘密にしておかなければならないことについての心理的なプレッシャーとか、あるいは逆にこんなことを聞かれてしまったとか、そういうことは御経験ないですか。あるいは、審理が終わった後でもいいわけですけど、いかがでしょうか。

皆さん、秘密はちゃんと守るし、伝えていくべきことは伝えるという切り分けみたいところで、お悩みのこともあるのではないかなと思うのですが、それは余りなかったですか。

経験者 5

どういう裁判だったのかという質問は少なかったです。裁判員になって、どこで何をするのかという質問が一番多かったです。中身ではなくて、裁判員になった場合、あなたはどこで誰と何をどういうふうにするのかという質問の方が一番多かったです。

司会者

裁判員制度そのものに対する質問ですか。

経験者 5

そうです。私の会社には1人も経験者がいなくて、誰も知らない未知の世界なので。ですから、もし自分がなった場合、選ばれた場合とか、ということが起きるのだろうという関心の方が多かったですね。

司会者

そこはこういうものだよとお話しすればいいことですかね。

経験者 5

はい。

司会者

皆さんもそういうふうに。

経験者 2

私は、ちょっとこの事件の内容で裁判員をしたよというのは伏せておこうと思っていまして、経験があるかどうかは、周りにも経験あるよということ言っていて、なったときは辞退しなくていい場合は参加してみる方がいいかもしれないというのは伝えています。

その当時の、この事件の裁判員だったというのが分かっているのは、やはり多分、さっき 8 番さんがおっしゃったように新聞に載っていたので、その期間、連休が何で欲しいかという理由を伝えた会社の上司ぐらいで、周りはただ連休をもらうという感じにしていたので、後日談で経験者だよというのは伝えています。

司会者

ありがとうございます。

守秘義務自体は、評議で皆さん方が自由に発言をして、誰からも妨げられずにきちっとした評議ができて、公平な裁判ができるよという配慮から、そういう意味での裁判の公正、公平さとか信頼を確保するためにできているので、その範囲内でやはり守っていただかなければいけないということ、裁判員制度そのものがどういうふうになっているのかということ伝えていただくことは、やはり違うことかなというふうに思います。

この観点から、法曹の方、どなたか発言はありますか。裁判官いかがですか。

裁判官

裁判員裁判でどんなことをやるのかよく分からない、あるいは、そもそも刑事裁判の中で裁判員になること自体にある種の怖さを感じたという話も出ていましたけれども、制度が始まってから結構な年月たっていますが、どんなことをやるのかということについては、やはり皆さんの周りの方々というのは余り御存じでないという状況でしょうか。

司会者

そこはいかがでしょうか。やっぱりみんな知らないなあという感じですか。

経験者 2

一般の方というか、例えば公務員関係の職業に就いていない方たちは、特に裁判所と聞くだけで、何かちょっと、例えば通知が来ただけで驚くというような感じが一般的な感覚だと思います。なので、それで裁判員に選ばれるとなると、普通の方はすごく萎縮するというか、そんなの私できないという第一声が、女性も男性も多いのだろうというのを、自分も今回関わってみて、周りの方たちが最初そうだったというのを聞いて、一般的な市民としては、法律も分からないのに、関わっていいのだろうかという不安がある中で1日目を迎える。1日目は緊張していて、内容が余り入ってこないとか。そうしているうちに、あっという間に最終日が来てしまったという感じが、法律関係に関わっていない市民としては普通の感覚だと思います。

そういった中で、関わったことに関し結果としては、みんなちょっと難しかったけどいい経験ができたかもしれないので良かったというふうに最終日には話のできたので、やって良かったとは思っています。

司会者

ありがとうございます。今の点、裁判官からの質問等については、何かございますか。やはり皆さん、自分は経験者だけど、経験していない人た

ちに伝えるというのは難しいという感じがしますか。

経験が、非常にいい経験だったということは皆さんおっしゃっていただいているのですよね。でも、それというのはやっぱり経験しないと難しいものではないでしょうか。

経験者 6

多分、裁判員裁判が始まった当初というのは、報道とかそういうもので結構みんな意識が強かったかなと思うのですが、今現在、それが、定着しているのかと言われると、自分がやってみて話したら、ああ、そういうのあったよねというようなニュアンスになっていて、徐々にそういう裁判員裁判があっているよというのが、報道的にも少なくなってきたのかなという現実を少し感じました。

司会者

何か、法曹三者の方からコメントはございますか。

検察官

確かに、始める前とか始まったばかりのときは、やっぱり各地で説明会というものを開いていただいて、皆さんに理解を深めていただくという機会も積極的に設けていくという期間もあったかと思うのですが、確かにそういう意味では、最近はないのかなと思っておりました。ただやっぱりそこは年数が経ったことによって、ある程度は皆さんに理解していただけているのかなという思いも若干あったので、こういう機会でもまだお一人お一人に浸透していないのだなというのを改めて実感している次第です。

司会者

弁護士、何かございますか。

弁護士

どうしても、佐賀県だと件数自体が少ないということもあって、なかなか身近なものとして感じられないというところが恐らくあるのだろうと思

います。裁判員裁判の対象事件が多いと、治安の問題もあるのでどうかとは思いますが、そういうような意味で、こういう裁判員裁判自体の認識が、制度として言われれば何となくというような程度であるというのは、それはそれで別に悪いことではないのかなというふうに思ったりもしますが、それはそれとして、またそういう制度の認知をしていただく活動が必要だということであれば、それは取り組んでいかないといけないというところかなと思います。

司会者

ありがとうございます。

それでは、これから裁判員になられる方にどういうメッセージを皆さんお持ちでしょうか。こんなことを考えてやればいいのか、そうではなくて、そんな全然気負う必要ないんだとかいろんな言い方があると思いますが、やはり経験できる場面はそんなに多くはない。ただ、皆さんも同じだと思いますけど、裁判員裁判という制度自体があることは知ってほしいと私も思いますし、皆さんもお思いじゃないかと思います。そういう意味で、メッセージを皆さんにお話ししていただこうと思います。

経験者 8

裁判員にせっかく選ばれたのであれば、是非参加したらいいと、すべきとは言いませんけど、したらいいと思います。司法のこと、要するに裁判のことをほとんど知らなくても、普通に市民生活をしている私たちが、普通目線で裁判に参加し、それから評議に参加することが、多分私の考えでは、被告人にとってはすごくいい方向に行くのではないかなと。うまく説明できませんが、私はそう感じました。選任されたら、是非やってほしいなという思いが強いです。

経験者 7

私も、選ばれた方には是非、断らないで裁判員を経験した方がいいよと

言いたいと思います。それは、8番の方も言われましたけれども、被告人にとっても、被害者にとっても公平公正な裁判ができるのではないかなという思いがありますので、是非勧めたいと思います。法律のことを知らなくても、こちらに来れば丁寧に説明もしていただけますし、安心して参加できると思います。

経験者 6

裁判員に選ばれたら、是非なってもらった方がいいかなと思っています。今の若い人たちは結構、新聞を実際に見ない。自分も新聞とってなくて、新聞を見ることはないので、SNSを使ってしか基本的には情報というのが入らないというところなんです。これまでは裁判があっていたら、ああ、裁判があっているなぐらいしか思わなかったのですが、裁判員をしてみて、人を裁くというのはやっぱりすごく重要で、皆さん、弁護士も検事も裁判所の方々も、それだけのすごい苦勞をされているというのを実感できるし、自分の考え方も少し変わってくるかなということも、そういうことを考えさせられる一つの体験になるので、今後、もし選ばれたら、是非参加してもらった方が自分の勉強にもなるのかなと思うので、いい経験だと思います。

経験者 5

やっぱり私事ですけど、裁判所に来たのは初めてでしたし、法廷というのに入ったのももちろん初めてでしたから、実際のところ、本当にとっても貴重な経験でした。それで、自分自身の周りの方には勧めております、もしこういう裁判所からのお手紙が来たら、ちゃん行った方がいいよということはおっしゃっております。私にもう一回来たらどうするかというと、やっぱり行くでしょうと答えます。

経験者 4

人生観も広がっていい経験ができるので、是非経験してほしいと思いま

す。

私も、これに参加するまでは、すごく人前でしゃべるのが苦手で、法律家のプロの方の前で発言するというのがすごくプレッシャーだったのですが、終えてみたら、私たちに求められていることは、一般人の生の声をそのまま伝えることだなということが今回分かったので、気負うことなく経験してほしいなと思いました。

経験者 3

正直、私も真剣に考え過ぎて、最初の日などは夜ずっと頭に浮かんで、どうしようかって悩むぐらい考えたのですが、裁判官の方が、「もうここが終わったら自由に考えていいんだよ」とおっしゃったので救われた気持ちがありました。被害者救済というか被害者目線で私の場合は考えたいなというところがすごくあったので、何かそちらの方にどうしても考えがいつてしまって、友人などと他の事件についていろんな話をしているときも、どうしてもこのごろは被告人救済の方に重きがいつているのではないかという思いがあったもので、今回裁判員に選ばれた時に、自分は被害者の方の目線で考えてみようかなという前提で入ったところがありました。実際、いろんなお話を聞いて、裁判官の話とかも聞いて、被告人、被害者、ちゃんと公平な目で見るといふことの必要性、それから、やっぱりこういうのにはプロの方の意見も大事ですけど、一般感覚というの、たまには風を吹き込んでいくのにはちょっといいのかなという気もしました。私は友人たちにも、せっかくのチャンスだから、こういうのには是非参加して、自分の意見というものをある程度表に出した方がいいよと、こういうことはめったに来るものではないからというふうには話しています。

経験者 2

私も裁判員になってみて、皆さんのように、最初はどうしようと一瞬は思いましたけれども、参加できる時に参加したいと思いました。なるべく

量刑とかを考えるに当たって、法律も詳しくないですけど、裁判所の方も、検察官も弁護士も、ちゃんと分かりやすく説明してくださるので、私情が入らないように考えることもでき、難しい言葉もちゃんとかみ砕いて教えてくれるので、法律とか分からないと皆さん思うと思うのですが、裁判員になる機会があったら是非参加してほしいなと思います。

経験者1

裁判員に選ばれたら、なるべく棄権をしないで、裁判員に参加してもらいたいと私も思っています。

裁判員になった時、被害者の方、また被告人はどのようにして判決を聞いているんだろうという気持ちが一番ありました。なるべく家族のために更生してほしいという願いがありました。その一方で、判決がこれでいいんだろうかということにすごく悩みました。そして最後に、判決言渡しのとき、被告人に、必ず更生してやり直してほしいという気持ちが一番にありました。

司会者

どうもありがとうございました。それぞれこの貴重な体験を次の方に、つなげていくということをお願いしたいなと思います。どうもありがとうございました。

それでは、今日来ていただいている記者の方々から質問をしていただき、可能な限りで答えていただくという時間を取りたいと思っています。

代表質問からということになりますか、重なるものがあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

記者

記者を代表しまして、3点ほど質問をさせていただきます。一つ目ですが、先ほどの話の中で、判決とは人の人生を左右することで重圧を感じるというような話もありましたが、裁判員として刑を決めるに当たって、一

番考えたこと、また苦勞したことなどありましたら教えてください。全員にお聞きすると大変だと思うので、1番から3番の方に1問目を、お伺いします。

経験者1

判決言渡しするとき、この人の人生はこれで決まるんだらうかということをもまず考えました。次に、家族の方はどうしているんだらうかということをも考えました。家族の方を思うと、被告人には必ず更生してやり直してほしいという気持ちが一念にありました。

司会者

苦勞したことというのが何かございますか。

経験者1

苦勞したことは、やはり自分の決めた量刑で、この人の人生が決まるということで、この判決でいいだらうかということで大分苦勞はしました。

経験者2

判決を出すに当たって、量刑を決めることに関し、裁判員としてはすごく難しかったと思います。被告人の方が反省をして、また刑に服した後に社会に出たときに、ちゃんと更生してやってほしいという願いがあり、そこも考えましたし、被害者の方の心境もやはり考えながら量刑をすごく考えたので、判決に関しては、決定するまで個人としても悩みましたし、評議の中でもみんなで悩んだというところの難しさがすごく印象に残っています。

経験者3

私の場合は、被害者の方が厳罰を望まないという思いでしたので、なるだけそれを酌みたいなどは思ったのですが、その中で被告人の家族の方のことが一番やっぱり心配でした。それから、被告人のこれからの生活とか、まだ長い人生、どんなふうにしていかれるのだらうかとか、そこら辺はち

よっと心配しましたが、バックアップ体制も整っているということなので、本当に起こされた事件に対して悔い改めて、あと家族のために頑張っ
てほしいなって、その1点だけでした。

記者

ありがとうございます。

2問目ですが、4番から6番の方にお答えいただきたいと思います。

2問目は、裁判員を経験して、この裁判員制度や、また自分自身のこと
でも構わないのですが、良かったと思ったことや、また改めた方がいいの
ではないかということについてお伺いします。これは御自身のことでも構
いませんし、この裁判員制度という大きな全体のことでも構いません。

経験者4

私は、もう全く法律とか裁判とかに関与してこなかったし、知識がなか
ったので、結構、裁判員を経てから、テレビでこういう裁判を見て興味が
いくようになったので、それは私の中で進歩したかなというものもありまし
たし、私は、日頃からすごく発言するのが苦手だったので、ここに来てす
ごくプレッシャーに押し潰されそうだったんですけど、でも、そういうこ
ともやっぱり人生の中で必要だなと思ったので、そういう経験を与えてい
ただいて、本当に私は成長できたのでよかったなと思いました。

経験者5

そうですね、みんなの前で話すということが一番勉強にはなったのです
が、会社の中でも、思ったことをちゃんと言えられるようになったとか、こ
ういうふうに自分のことだけじゃなくて、会社のことを、ここをこういうふ
うにするとみんながこう変わるのではないとか、そういう意見を、ちゃ
んと前を向いて言えるようになったのが一番、自分にとっては良かったこ
とです。

経験者6

良かったこととしては、やっぱり裁判とかこういういろんな事件とかがあっているということを意識するようになったということが一番大きいかなと。テレビとかでそういうのがあってたときというのは、以前はつけていても見なかったのですが、今は、裁判長が出られているニュースがたまに流れるので、それを意識して見るというふうに変ったなと思います。それで、そういう事件が起きているんだなというところも少し意識して見るようになれたかなというところが、一つ成長したかなと思います。

記者

3問目ですが、7番と8番の方にお伺いしたいと思います。

裁判員を経験して、その前と後で、裁判の制度とかニュースの、今ありましたように、ニュースの見方、また社会の見方とか、そういったものの変化、心境面でも、生活面でも、何かありましたらお伺いしたいと思います。

経験者7

裁判員を経験して、特に事件とか事故について、新聞とかテレビのニュースとかに余計関心を持つようにはなりました。特に、裁判員裁判ではないですけど、今、佐賀県でも問題になっている有明海のことで、諫早湾の開門の件で、こちらでは開門しろ、長崎では開門するとか、最近では何か向こうで反対していた人が、就農している人が鳥の被害を長崎県の方が見てくれないから、開門派に回っているとかいうことがあるのですが、同じ裁判の中で、矛盾した判決が出るのが、普通の市民としてはいかなものかなと思っています。開門しろと言っても、国はいつまでも開門させんし、逆に、何か100億円の基金を作って和解させようとするというような話もありますので、どれが正しいのかというのが、国民、市民としてのちょっと疑問な点ではないかなというように、裁判員を経験して、余計そういうニュースに関心を持つようになりました。

経験者 8

裁判員を経験して、どう変わったか、これは具体的な話ではないのですが、やはり犯罪、それから被害者、被告人、それから人権、家族、幸せ、社会との関わり方、そういったものを、少しだけ深く考えるようになったということは、変わったことかなと思います。

特に、私の関わった裁判については、被告人の家族だとか、そういった方たちがいろんな弁護をされ、そういった話を聞いて、改めて家族の絆だとか家族の大切さだとか、そういったものをさらに深く考えるようになったということは以前と変わったのかなという気がしています。

記者

ありがとうございました。

司会者

では、本当に今日は長時間、裁判員裁判もそうですけれども、この意見交換会自体、長い間いろいろ質疑応答に応じていただき、改めて、本当にありがとうございました。

皆さんからいただいた御意見は、裁判員裁判の改善や、より充実した分かりやすい裁判を実現するために、本当に大きな資料になると思います。どうもありがとうございました。

これで会を閉めたいと思います。お疲れさまでした。